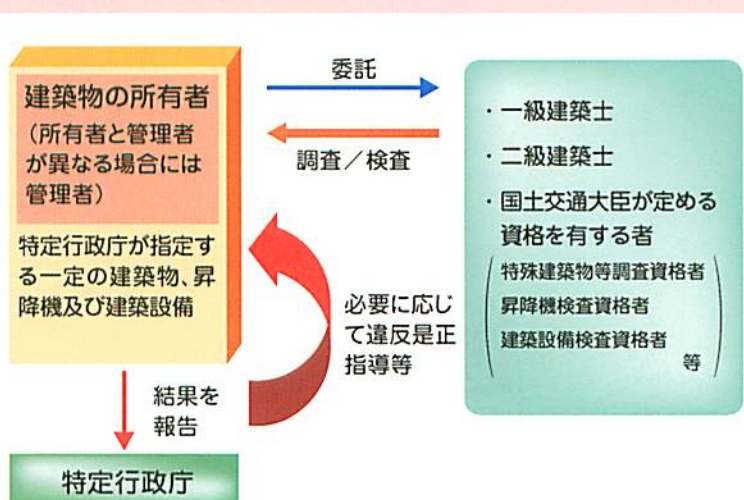


# 建築基準法に基づく定期報告制度の概要

建築物の所有者・管理者・占有者は常時適法な状態に維持するよう努めなければなりません。特に多数の者が利用するような用途及び規模の建築物等については、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、より一層の安全性の確保を図る必要があります。

このため、特定行政庁が一定の建築物、昇降機及び換気・排煙設備等の建築設備を指定し、これらの建築物については所有者・管理者に委ねるだけでなく、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁へ報告することを義務付けています（建築基準法第12条第1項及び第3項）。

また、定期報告をすべきであるのにしなかったり、虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象（百万円以下の罰金）となります（建築基準法第101条第1項第2号）。



	対象	調査／検査の内容	報告の時期
建築物	劇場、映画館、ホテル、百貨店、事務所等の不特定又は多数の者が利用する建築物で特定行政庁が指定するもの	外壁のタイルがはがれかけていないか、必要な防火扉が撤去されていないか等について、目視、打診等により調査	半年から3年の間で特定行政庁の定める時期
昇降機	特定行政庁が指定する昇降機	ブレーキパッドや主索が摩耗していないか等について目視、作動確認、機器測定等により検査	半年から1年の間で特定行政庁の定める時期
換気・排煙設備等の建築設備	劇場、映画館、ホテル、百貨店、事務所等の不特定又は多数の者が利用する建築物の換気設備、排煙設備等の建築設備で特定行政庁が指定するもの	換気設備の換気量が適切か、排煙設備が適切に作動するか等について目視、作動確認、機器測定等により検査	

平成20年4月1日施行の定期報告制度

## 見直しのポイント

ここに記載している内容については、特定行政庁により異なる場合がありますので、詳しくは、特定行政庁へお問い合わせ下さい。

### ① 特殊建築物等

これまで

#### ● 外装タイル等の劣化・損傷

手の届く範囲を打診、その他を目視で調査し、異常があれば「精密調査を要する」として建築物の所有者等に注意喚起

平成20年4月1日以降

#### 【竣工等から10年が経過した場合】

全面打診等により調査

※初回のみ次回に延期可

#### 【その他の場合】

手の届く範囲を打診、その他を目視で調査し、異常があれば、全面打診等により調査

※全面打診等は歩行者に危害を与えるおそれがある部分に限る

※乾式工法の外装タイル等は目視調査のみ



#### ● 吹付けアスベスト等

施工の有無、飛散防止対策の有無・劣化損傷状況を調査

左に加え、吹付けアスベストが施工され、かつ飛散防止対策がされていない場合は、当該アスベストの劣化損傷状況を調査

#### ● 建築設備・防火設備

設備の有無及び定期的な点検の実施の有無を調査

左に加え、定期的な点検が実施されていない場合は、作動状況を調査

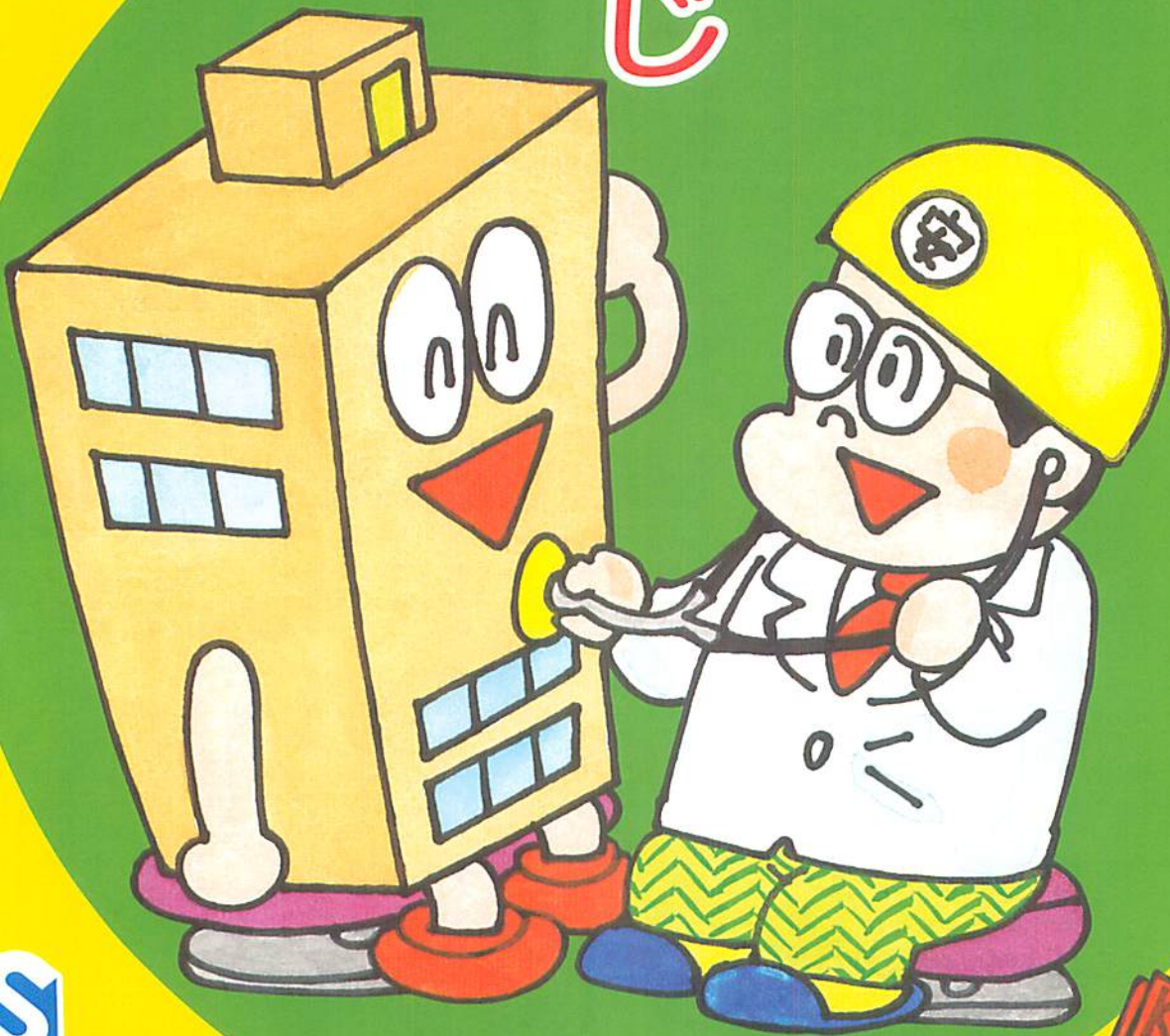
調査結果の報告の際に、配置図及び各階平面図を添付



建物も

あなたと同じ

健康診断



建物の維持保全を適正に実施することは、思わぬ事故を防いだり、地震や火災等の災害時の被害を軽減したり、建築物の寿命を長持ちさせることにつながります。省エネルギー、地球資源の問題からも今後大変重要な事項です。

国土交通省・建築物防災推進協議会・(財)日本建築防災協会